



ご存知ですか？

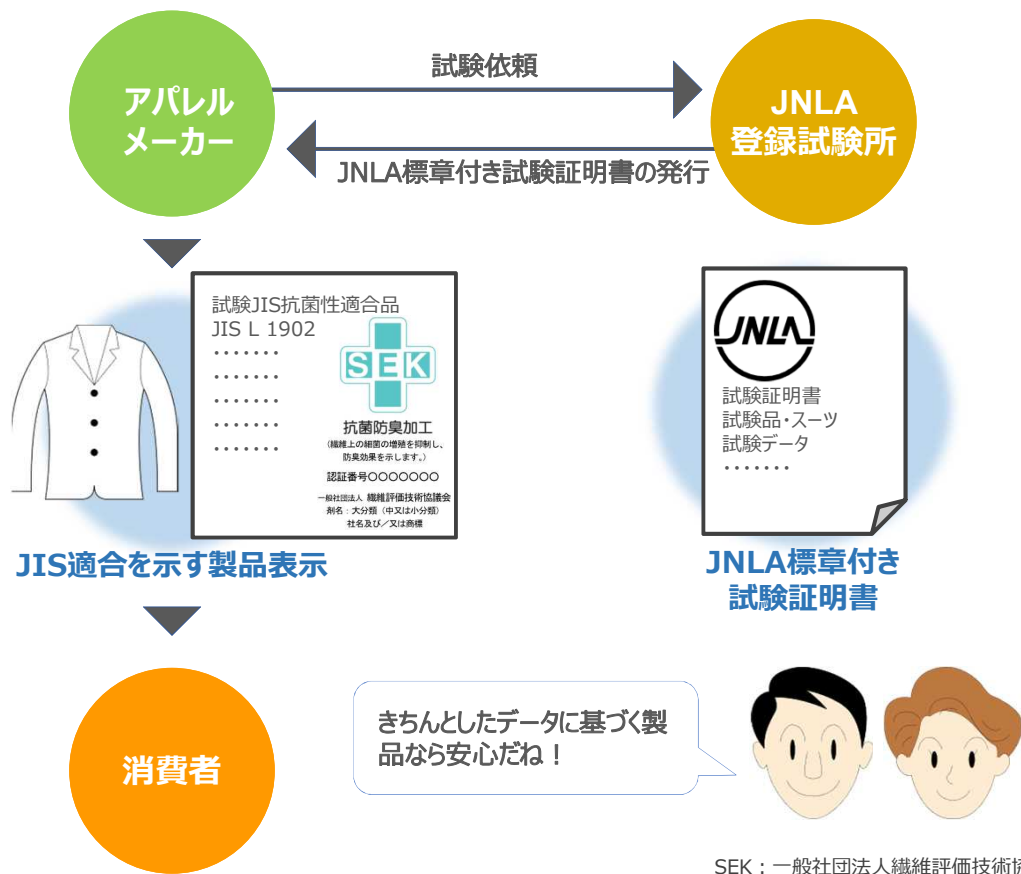
産業標準化法試験事業者登録制度

日本産業規格(JIS)の製品規格については、規格にある基準を満たしていれば、製造者が自らJISを満たしている製品であることを宣言してもよいことになっています(自己適合宣言)。この自己適合宣言は、公平・公正で能力のある試験所によるデータに基づいて行われることによって一層信頼性が増すことになります。

このような試験結果の信頼性を確保するため、JIS法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)があります。

また、JISマーク制度においてもJNLAは活用することができます。

■ 例えば、繊維製品の場合、次のような経路で製品のJIS適合に利用されています。



また、ほかにもセラミックス等抗菌加工製品については、JNLA登録試験所による抗菌性試験結果を活用して右のような抗菌マークをつけることができます。

SIAA：一般社団法人抗菌製品技術協議会

